

令和2年度
ICTアドバイザー
【登録要領】

令和2年4月13日

国土交通省 中部地方整備局
i-Construction中部サポートセンター

1. 趣旨

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成28年を「生産性革命元年」と位置づけ建設生産プロセス全体で生産性を向上させるi-Constructionの取り組みを開始し、中部地方整備局においても平成28年度から土工においてICTを全面的に活用する工事を本格導入し、推進しているところである。

「ICTの全面的な活用」は、起工測量（設計）施工から、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類まで、3次元データを一貫して活用することにより、建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものであり、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事への普及が課題となっている。

これらの課題を解決すべく、中部地方におけるi-Construction、建設ICTが国土交通省、地方自治体、建設企業の大小規模を問わず幅広く導入・活用できる状況を目指し、ICTアドバイザーを公募するものである。

2. 目的

「ICTの全面的な活用」を行おうとする発注者や受注者が、自主的に技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、i-Construction、建設ICT導入・活用の先駆者を「ICTアドバイザー」として登録し、発注者や受注者等の求めに応じて必要な時に実践的なアドバイス等が受けられる体制を構築することにより、中部地方における更なる建設生産性の向上（i-Construction）を図ることを目的とする。

3. ICTアドバイザーの活動内容

（1）活動内容

ICTアドバイザーは、中部地方における更なる建設生産性の向上を図るため、令和2年5月末に発足する「中部i-Construction研究会（仮称）」（以下「研究会」という。）の一員として、発注者や受注者等の求めに応じて必要な時に実践的なアドバイス等を行うと共に、新たな技術の現場導入を目指した活動等を行う。

（2）専門部会

ICTアドバイザーは研究会に設置される以下に示すいずれかの専門部会に所属（複数部門の所属可）し、他のICTアドバイザーと協力し部会の運営を行う。

①多様化部会

多様化部会は、建設産業における更なる生産性向上を目指し、新しい技術の現場適応化に向け、技術的な支援およびシーズ・ニーズのマッチングに取り組む。

②FAQ部会

FAQ部会は、i-Constructionに関する建設現場における課題や疑問の情報収集、アイデアや解決策など未熟な技術者との交流支援に取り組む。

③支援部会

支援部会は、i-Constructionに関する施工計画書の記載例やノウハウなど、建設現場での活用の際しての技術的な支援および情報提供に取り組む。

④普及部会

普及部会は、各種研修・講習会・現場見学会などを通じて、建設産業における更なる普及および地元企業や地方自治体への裾野の拡大に取り組む。

(3) 費用負担

ICTアドバイザー活動に要する費用は、ICTアドバイザーの負担とする。なお、旅費については、派遣依頼者に負担を求める事ができる。

4. 任期

ICTアドバイザーの任期は1年を原則とし、任期満了時に再登録申請を行うものとする。

5. 登録申請のための要件

ICTアドバイザーへの登録申請のための応募区分及び応募資格は以下のとおりとする。

(1) 求める人材

自らがこれまで習得した知識、ノウハウ、失敗からの克服事例等をもとに、これから取り組みを始めようとするチャレンジャーへの支援を行い、さらには新たな技術への現場導入等を目指して、自ら率先して積極的に活動し、中部地方の更なる建設生産性向上の推進を志す人材を求める。

(2) 応募区分（ICT能力区分）

ICTアドバイザーの登録は、以下に示すⅠ～Ⅴの個々の区分、もしくは2区分以上の組み合わせによるICT能力区分により行う。

Ⅰ. 3次元測量（測量から点群データ作成）

Ⅱ. 3次元設計

Ⅲ. ICT建設機械による施工

Ⅳ. 3次元出来形管理

Ⅴ. 総合マネジメント

(3) 応募資格

ICTアドバイザーに登録できる技術者は、測量、建設コンサルタント、建設企業等に所属し、ICTに関する専門知識を持ち、5（1）に示す内容のアドバイスを実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

1) 技術者の所属する企業等が、中部地方整備局管内に本店があること
（ICT能力区分Ⅰ・Ⅱは支店でも可とする）

2) 工事及び業務（発注機関は問わない）において、過去5年間に以下に示す実績を、所属する企業等と技術者個人の両方で有すること。

① ICT工事を実施（元請け・下請け）またはICT関連業務（元請け）

② Ⅰ～ⅤまでのICT能力区分における実績について、企業等としての実績かつ技術者としての実績をそれぞれ2件以上有すること

3) 技術者の所属する企業または技術者本人が、令和2年5月末に発足予定の研究会に入会すること。（現在「建設ICT導入普及研究会」に入会している場合は、研究会に入会しているものとみなす。）

6. 公募人員

ICTアドバイザーの公募人員は概ね80名とし、応募者が多数の場合は、各県での配置人員、応募技術者の工事・業務等施工実績、ICTアドバイザーとしての活動実績、応募理由等をi-Construction中部サポートセンターが総合的に判断し、登録者の選定を行う。また、同一の企業等に所属するICTアドバイザーの人員は2名を上限とする。

なお、各県でのICTアドバイザーの配置人員は以下を計画している。

- ①長野県：10名程度
- ②岐阜県：15名程度
- ③静岡県：15名程度
- ④愛知県：25名程度
- ⑤三重県：15名程度

※ICTアドバイザーとしての活動実績について、過去にICTアドバイザーとしての登録がない申請者は、ICTアドバイザーの活動に準じた経験を認める。

7. 提出書類

登録申請者は、次の(1)～(3)の書類をi-Construction中部サポートセンター担当窓口まで郵送もしくは持参にて提出すること。また、電子データ(エクセル)を担当窓口までメールにて送付すること。

- (1) ICTアドバイザー登録申請書兼誓約書(押印後提出及びメール送付)
- (2) 工事・業務実績一覧表(提出及びメール送付)
- (3) ICTアドバイザー活動実績一覧表(提出及びメール送付)

※(2)及び(3)の各実績について虚偽の記載をした場合は、ICTアドバイザーの登録を抹消する可能性がある。また、各実績については、ICTアドバイザー登録名簿と共にi-Construction中部サポートセンターホームページに掲載する。

8. 公募受付及び登録

(1) 公募受付

公募受付は令和2年4月13日から4月24日まで行う。

(2) 登録の決定

i-Construction中部サポートセンターは第7項により提出された申請書の内容を審査の上、登録可否を決定する。

(3) 審査結果の通知

i-Construction中部サポートセンターは応募者に対し、登録・非登録の結果を登録申請書に記載のメールアドレス宛てに通知する。

非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び休日を含まない)以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

登録・非登録の結果の通知は、令和2年5月18日を予定している。

(4) ホームページへの掲載

登録されたICTアドバイザーは、「ICTアドバイザー登録名簿」にとりまとめ、i-Construction中部サポートセンターホームページに掲載する。

(掲載予定URL) <https://www.cbr.ml.it.go.jp/construction/system.html>

ホームページに掲載するICTアドバイザーに関する情報は以下を予定して

いる。

- ①所属企業名、氏名、所属企業住所（市町村名まで）
- ③登録専属部会名
- ③対応可能な取り組み
- ④PRコメント
- ⑤所属企業及びICTアドバイザーとしての施工実績
- ⑥ICTアドバイザーの活動実績

9. 登録の変更及び抹消

(1) 登録の変更及び退会

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかにi-Construction中部サポートセンターまで報告しなければならない。

(2) 登録の抹消

i-Construction中部サポートセンターは、登録を受けたICTアドバイザーが誓約事項に違反したとき、または登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合があります。

10. 活動報告

ICTアドバイザーは第3項による活動を行った時は、「実施報告書」等により実施状況のとりまとめを行い、「ICTアドバイザー登録制度」事務局まで報告できるものとする。

i-Construction中部サポートセンターは、ICTアドバイザーからの活動報告をi-Construction中部サポートセンターホームページ等に公表する場合があります。

11. 情報共有

ICTアドバイザー及び中部地方整備局担当者等との情報共有を円滑にするため、情報共有システムの利用を予定している。情報共有システム利用料金（年間1万円程度）については、ICTアドバイザーの負担とする。

12. 登録申請及び登録・活動にあたっての遵守事項

ICTアドバイザーの登録申請及び登録後の活動にあたっては、以下について遵守すること。

(1) 登録申請時

①登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行わないこと。

(2) ICTアドバイザーとしての活動時

②ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、登録された専門部会及び研究会とも協力し、中部地方におけるi-Constructionの推進に尽力すること。

③ICTアドバイザーの名称はICTアドバイザーとしての活動に限定し、営利目的等には使用しないこと。また、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。

④ICTアドバイザーの所属企業は、資機材の提供等ICTアドバイザーの活動に必要な協力を行うこと。

13. 担当窓口

本要領の担当窓口は以下とする。

〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋第二地方合同庁舎

中部地方整備局企画部施工企画課

電話：052-953-8180

メールアドレス：cbr-ict-kenkyu@mlit.go.jp

(付則)

この要領は、令和2年4月13日から施行する。